

54 薬剤管理指導料算定件数

指標の解説

- 薬剤管理指導料については、医師の指示に基づき、薬剤師が入院患者に対して服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行った場合に算定が可能である。
- 適切な管理・指導を行うことで、重複投与や副作用等のリスク軽減にもつながる。
- 薬剤師がチーム医療に参画し、有効かつ安全な薬物療法に貢献していることを示す指標となる。

